

# 中世期イングランドにおける国王の支配契約 —ブラクトンにおける「国王の権威」と「国王の宣誓」について（1）—

松 原 幸 恵

Governmental Contract by King in Medieval England:  
On *Auctoritas Regis* and *Sacramentum Regum* in Bracton (1)

MATSUBARA Yukie

## 1. はじめに

中世期イングランドを代表する法律家であるブラクトン (Henry de Bracton, 1216?—68年) の著作 (『イングランドの法と慣習について』*De Legibus et Consuetudinibus Angliae*)<sup>注1</sup> は、イングランドにおいて中世から近世中期までに公刊された法書の中でも、後の裁判所においても適用されるような高い権威を有する「権威的典籍」(books of authority) の一つに数えられている。そして、公法学的見地から彼を捉えた場合、その著作の中の、「国王は、神の下と法の下にあるべきである。」(rex debet esse sub deo et sub lege)<sup>注2</sup> という一節が注目される。すなわち、その一節が「人の支配ではなく、法の支配を」という、「法の支配」(rule of law) の核となる精神を端的に示しているとされる。

恣意的な権力行使の抑制の観点から、「法の支配」の原理を捉えつつ、イングランド中世というコンテキストの中でこの原理を考える場合、その主要な対象となるのは、王権である。本稿では、そうした王権による支配の正当性の根源に着目し、その権威の源泉である「神の代理人」としての国王の位置づけを踏まえた上で、国王の支配契約の一形態と考えられる「国王の宣誓」に焦点を当ててみたい。

## 2. 法形成のメカニズムと国王の権威

まずははじめに、ブラクトンにおける王権の位置づけを、法形成のメカニズムとの関わりにおいて見てみたい。そこで、彼のラテン語テキストに即して該当部分を検討してみよう。

(A) ほとんどすべての国で法と成文法 (*leges et ius scriptum*) が用いられているが、イングランドのみがその領域内で不文法と慣習を (*iure non scripto et consuetudine*) 用いている。そこでは確かに、法 (*ius*) は、書かれたものからではなく、慣例が容認しているものに由来する。しかし、イングランドの法を (*leges Anglicanas*)、不文であっても、法 (*leges*) と呼ぶことは不合理ではないであろう。なぜなら、有力者たち〔諸侯〕<sup>注3</sup>の助言や同意、及び、国の一般的誓約、〔それらに〕先行する国王ないし君主の権威、によって、正しく確定され、認められたものは、どんなものでも法の力を (*legis vigorem*) 有するであろうからである (*Cum autem fere in omnibus regionibus utatur legibus et iure scripto, sola Anglia usa est in suis finibus iure non scripto et consuetudine. In ea quidem ex non scripto ius venit quod usus comprobavit. Sed non erit absurdum leges Anglicanas licet non scriptas leges appellare, cum legis vigorem habeat quidquid de consilio et consensu magnatum et rei publicae communis sponsio, auctoritate regis sive principis praecedente, iuste fuerit definitum et approbatum, in: De Legibus, folio<sup>注4</sup> 1)* <sup>注5</sup>。

上記引用部分 (A) の後半は、法 (*lex*) の形成過程において、どんな要件が必要であるかを述べた部分である。すなわち、そこで提示されている要件とは、①有力者たち（諸侯）の助言と同意 (*consilium et consensus magnatum*)、②国の一般的誓約 (*rei publicae communis sponsio*)、③国王ないし君主の権威 (*auctoritas regis sive principis*)、である。解釈上、ここで特に問題となるのは、③の要件に関する叙述 “*auctoritate regis sive principis praecedente*” (筆者訳では、「〔それらに〕先行する国王ないし君主の権威によって」) の解釈の仕方と思われる。

ブラクトンのラテン語テキストを英語に翻訳したソーンは、特に “*praecedente*” の解釈に際し、12世紀の代表的な権威的典籍である『グランヴィル』<sup>注6</sup>の「序文」(Prologue) の中の一節を参照している。というのも、『グランヴィル』には、ブラクトンのテキストと共に通する内容を述べた部分があるからである。以下に、『グランヴィル』における、その該当部分を見てみよう。

(B) ところで、イングランドの法は、成文法でないとはいえ、これらを法と称することは不合理であるとは思われない。なぜなら、これ自体法であるからである。「君主を喜ばせるものは法の力を有する」<sup>注7</sup> (*quod principi placet, legis habet uigorem*) のである。すなわち、それら〔の法〕とは、不確かなことについて、長官達の助言や、〔それに〕同意する君主の権威によって、評議会において決定することによって、公布されたものであることが知られている (*Leges autem Anglicanas licet non scriptas leges appellaro non uideatur absurdum, cum hoc ipsum lex sit ‘quod principi placet,*

legis habet uigorem,' eas scilicet quas super dubiis in concilio diffiniendis <sup>注8</sup>, procerum quidem consilio et principis accedente auctoritate, constat esse promulgatas, in: *Glanvill, Prologue*)<sup>注9</sup>。

ソーンは、上記引用部分（B）の『グランヴィル』における“accedente”も、ブラクトンの“praecedente”も、その着想は同じであるとして、ブラクトンの“auctoritate regis sive principis praecedente”の部分を、「それに初めてつけ加えられた、国王ないし君主の権威」(the authority of the king or prince having first been added thereto)と訳している<sup>注10</sup>。このことから、ソーンにおいては、『グランヴィル』の“accedente”という語自体、「つけ加えられた」という意味で解釈されていると推測される。確かに、“accedente”的基本形である動詞“accedo”には、「つけ加わる」という意味もあるが、他方において「同意する」という意味もある<sup>注11</sup>。上記引用部分（B）の文脈から、『グランヴィル』においてどちらの意味が適當かを断定するのは難しいところであるが、たとえ、『グランヴィル』の“accedente”を「つけ加えられた」と訳すことが可能だとしても、その意味がそのままブラクトンのテキストにおいても通用することにはならない。そもそも、『グランヴィル』とブラクトンの着想が同じであるという根拠が、ソーン自身によっても示されていないのである。したがって、『グランヴィル』の中にブラクトンのテキストと似た内容があるとしても、テキスト解釈に際しては、両者は別々に検討されなければならない。

それでは、文法的に見て、当該部分のブラクトンのテキストを、ソーンのように訳すのは、はたして適當なのであろうか。そうでないことを検証してみよう。第一に、“praecedente”的訳し方であるが、これは、動詞“praecedo”的現在分詞“praecedens”的単数奪格形で、同じ単数奪格形で「権威」を意味する名詞“auctoritate”（この語の単数主格形は“auctoritas”）を修飾している（両者は、「～によって」という意味の奪格支配の前置詞“de”に支配されている）。“praecedo”的語意は、「先に行く、前進する；先んずる；（ある点で人に）まさる、すぐれる」<sup>注12</sup>であり、この語自体には、「つけ加わる」という意味はない。したがって、“praecedente”を「つけ加えられた」と訳すことには問題がある。第二に、ソーンは、「初めてつけ加えられた」(having first been added)と訳しているが、ブラクトンのラテン語テキストには「初めて」(first)に相当する語はない。「初めて」という言葉は、“praecedente”を「つけ加えられた」と訳すことによって意味を為すものであることから、ソーンの訳には読み込みがあると思われる。

以上の点から、ブラクトンのテキスト中の“auctoritate regis sive principis praecedente”的部分についてのソーンの解釈には文法的にも問題があると考えられるが、このことは、文脈の上でどのような意味を持っているのだろうか。今一度、前掲引用部分（A）に立ち戻って考えてみよう。

前述したように、引用部分（A）において、法形成過程における諸要件（①有力諸侯の助言

と同意, ②国の一般的誓約, ③国王ないし君主の権威) が提示されているが, ソーンの解釈は, これらの諸要件相互の関係についての解釈上の問題を提起しているように思われる。つまり, 「国王ないし君主の権威」の位置づけである。ソーンは, “auctoritate regis sive principis praecedente” の部分を, 「それに初めてつけ加えられた国王ないし君主の権威」と訳しているが, 「それ」の指すものについては特に明示していない。仮に, 「有力諸侯の助言と同意」, 「国の一般的誓約」が「それ」の指す内容だとすると, 「有力諸侯の助言と同意」や「国の一般的誓約」が根本にあって, その次に「国王ないし君主の権威」がつけ加わって法形成がなされることになる。つまり, ソーンの解釈によれば, 「国王(ないし君主の)権威」は, 法形成において二次的な位置に置かれているということである。一方, 筆者のように「[それらに] 先行する国王ないし君主の権威」と訳した場合, 順序は逆になる。つまり, はじめに「国王ないし君主の権威」ありきということになるのである。

以上の問題は, ブラクトンにおける王権の位置づけに関する重要な問題を内包していると思われる。そこで, さらに, ブラクトンの別の記述によって, 「国王の権威」と法形成のメカニズムとの関わりを見てみることにしよう。

(C) 実際これらのイングランドの法と慣習は, 国王の権威によって, 時には命令し, 時には禁止し, 時には違反者を処罰する。それらは, 用いる人々の同意によって認められ, 国王の宣誓によって (sacramento regum) 確認されてきたので, それらが公布されるに際し助言や同意を与えたところの人々すべての一般的同意なしに, それらが改められたり破棄されたりすることはできないだろう。しかし, それらがより良きものへと変わることは, むろん, 彼らの同意がなくとも可能である。なぜなら, より良きものへと変わるためにそれが壊されることはないからである。もし, これまで王国において見たことがないような新しい異常な問題が起ったならば, —— 少なくとも, もし, 同様な問題が起ったならば, それらは類似の事例によって裁かれる。なぜなら, その場合は, 類似例から類似例へ (a similibus ad similibus) 進むよい機会であるから —— そして, それらの裁決が困難で不明確であるならば, それらは大きな法廷へ移され, そこでその法廷の助言によって決定されることになるだろう (Huiusmodi vero leges Anglicanae et consuetudines regum auctoritate iubent quandoque, quandoque vetant, quandoque vindicant et puniunt transgressores. Quae quidem, cum fuerint approbatae consensu utentium et sacramento regum confirmatae, mutari non poterunt nec destrui sine communi consensu eorum omnium quorum consilio et consensu fuerint promulgatae. In melius tamen converti possunt etiam sine eorum consensu, quia non destruitur quod in melius commutatur. Si autem aliqua nova et inconsueta emerserint et quae prius usitata non fuerint in regno, si tamen similia evenerint per simile iudicentur,

cum bona sit occasio a similibus procedere ad similia. Si autem talia prius numquam evenerint, et obscurum et difficile sit eorum iudicium, tunc ponantur iudicia usque ad magnam curiam ut ibi per consilium cuius terminentur……, in: *De Legibus*, folio 1b)<sup>注13</sup>。

上記引用部分(C)は、ブラクトンのテキストの中で、「法は命令し、そして禁止する」(Leges iubent et vetant)と題される段落からの抜粋である。この引用部分(C)では、法が、命令したり、禁止したり、罰したりするのは、「国王の権威によって」(regum auctoritate)なさるとされている。また、そうした法が公に知らしめられるのは、人々の「助言や同意によつて」(consilio et consensu)であると述べられている。ここで、ひとつ注目しておきたいことは、「国王の権威」という言葉と並行して、「国王の宣誓(によって)」(sacramento regum)という言葉が使用されていることである。このことから、国王の「権威」の前提には、国王による「宣誓」があるということが推測される。

### 3. 国王の権威の源泉—「神の代理人」としての国王

「2.」で、ブラクトンにおいては、国王の「権威」の前提として、国王の「宣誓」があると見られることを指摘したが、「国王の宣誓」の議論に入る前に、ここで、国王の「権威」の源泉についてもう少し検討しておきたい。すなわち、「神の代理人」としての国王の側面についてである。

ブラクトンにおける国王の位置づけに関連して、「神」という言葉に注目する直接の契機となっているのは、前述した、彼のテキスト中の「国王は神の下と法の下にある」という叙述によってである。したがって、最初に、この叙述の前後の文脈から検討してみることにしよう。

(D) また、国王は、彼の王国の中に同等者を有しない。……同様に、彼は、遙かに強いもの、上位者も、より勢力のある者も有してはならない。なぜなら、そうすれば[彼は]自分の臣下に自ら臣従する者になってしまうであろうからである。さらに、国王自身は、人の下にあるべきではないが、神の下と法の下にあるべきである。なぜなら、法が国王を創るのであるから。それゆえ、法が彼〔国王〕に与えているもの、すなわち支配と権力を、国王は法に与えよ。 というのも、意志が支配し、法が支配しないところには国王は存在しないのだから。彼〔国王〕は神の代理人 (dei vicarius) である。そして、彼が法の下にあるべきであることは、彼〔国王〕が地上においてその役割を担うところのイエス・キリストとの類似性から明らかである。なぜなら、まことの神の慈愛は、人類を立ち直らせるためには言い尽くせないほど数多くのものがそれに該当するとしても、次のような最も優れた方法を選んだからである。すなわち、悪

魔の行為を滅ぼすために、力の強さではなく、正義の道理を (*iustitiae ratione*) 用いるということを。そして、〔神は〕法の下にある人々を救い出すために、〔自らも〕法の下にあることを望んだ。すなわち、〔神は〕暴力を用いることを望まず、判断力を用いることを望んだのである (*Parem autem non habet rex in regno suo…… Item nec multo fortius superiorem, neque potentiores habere debet, quia sic esset inferior sibi subiectis, et inferiores pares esse non possunt potentioribus. Ipse autem rex non debet esse sub homine sed sub deo et sub lege, quia lex facit regem.* *Attribuat igitur rex legi, quod lex attribuit ei, videlicet dominationem et potestatem.* Non est enim rex ubi dominatur voluntas et non lex. *Et quod sub lege esse debeat, cum seit dei vicarius, evidenter appet ad similitudinem Ihesu Christi, cuius vices gerit in terris.* Quia verax dei misericordia, cum ad recuperandum humanum genus ineffabiliter ei multa suppeterent, hanc potissimum elegit viam, qua ad destruendum opus diaboli non virtute uteretur potentiae sed iustitiae ratione. Et sic esse voluit sub lege, ut eos qui sub lege erant redimeret. Noluit enim uti viribus, sed iudicio, in: *De Legibus*, folio 5b)<sup>注14</sup>。

上記引用部分 (D) は、「人について」(*De Personis*) という大項目の中の「国王は同等者を持たない」(*Rex non habet parem.*) と題される段落の一部である。ここで最初に確認しておきたいことは、国王が、その王国内においては同等者も上位者も有さないとされながらも、神との関係においては、神の下に位置づけられていることである。この、「神の下にある国王」という位置づけは、どのような意味を持っているのだろうか。上記引用部分 (D) では、国王と法との関係についての記述が多いことから、「神の下」という言葉を、単に「法の下」という言葉の前につけ加えられただけのものであるとして、軽視してよいだろうか。そうとは思われない。なぜなら、ブラクトンのテキストの別の箇所でも、改めて国王と神との関係が述べられているからである。

(E) 国王は、上位者、すなわち神を有する。また、彼〔国王〕は、それによって国王が創られているところの法を有する (*Rex habet superiorem, deum scilicet. Item legem per quam factus est rex, in: De Legibus, folio 34*)<sup>注15</sup>。

上記引用部分 (E) においては、神が、国王の上位者として、明確に位置づけられている。このことから、ブラクトンのテキストにおいて、国王と神との関係は注目するに値する重要性を有していると考えられる。それでは、両者の結びつきはどのようなものであろうか。

国王と神との関係を検討するために、引用部分(D)を見てみよう。ここで注目すべきことは、国王が「神の代理人」(dei vicarius)としての地位を与えられているということである。それでは、この「神の代理人」という言葉にはどのような意味が込められているのだろうか。プラクトンのテキストの別の記述を見てみよう。

(F) 支配者たる国王自身が、正規の裁判権と威厳と権力を、彼の王国内にいる全ての者達の上に有していることは明らかである。なぜなら、彼は、王冠や世俗の権力に関わる全ての法と、王国の舵とりに関わる物的な剣をその手に握っているからである。さらに彼は、神の下僕及び代理人 (dei minister et vicarius) のごとく、彼の裁判権によって、各人のものとなるであろうものを各人に分配するために、裁判権に属する正義と判断力とを (iustitiam et iudicium) 有している (sciendum quod ipse dominus rex, qui ordinariam habet iurisdictionem et dignitatem et potestatem super omnis qui in regno suo sunt. Habet enim omnia iura in manu sua quae ad coronam et laicalem pertinent potestatem et materialem gladium qui pertinet ad regni gubernaculum. Habet etiam iustitiam et iudicium quae sunt iurisdictionis, ut ex iurisdictione sua sicut dei minister et vicarius tribuat unicuique quod suum fuerit, in: *De Legibus*, folio 55b)<sup>注16</sup>。

(G) 国王は、地上における神の代理人 (dei vicarius) なのであるから、法を不法から区別し、衡平を不平等から区別しなければならない (Seperare autem debet rex cum sit dei vicarius in terra ius ab iniuria, aequam ab iniquo, in: *De Legibus*, folio 107)<sup>注17</sup>。

(H) 国王は、神の下僕であり代理人 (dei minister et vicarius) なるがゆえに、地上においては、法によって彼が行なうことだけを行い、それ以外のことを行うことはできない (Nihil enim aliud potest rex in terris, cum sit dei minister et vicarius, nisi id solum quod de iure potest, in: *De Legibus*, folio 107)<sup>注18</sup>。

プラクトンの中にキリスト教的秩序を持ち込み、「神の代理人」としての国王像に着目したのは、フェーゼフェルト (Wiebke Fesefeldt) である。彼は、その著書の中で、「神の似姿」(imago Dei) 及び「神の代理」(vicarius Dei) としての国王を強調している。そして、そうした国王の姿から、国王観念の精神に必要な二つの概念として、「良心」(conscientia) と「義務」(officium) が導き出されるとする<sup>注19</sup>。フェーゼフェルトの見解において注目すべき点は、プラクトンにおけるカノン法、教父的要素を重視し、プラクトンの王権論の中に、「支配の秩序」(ordo potestatum) だけではなく、「義務の秩序」(ordo officiorum) を見出していると

いうことである。すなわち、フェーゼフェルトは、ブラクトンが国王の職務を、この世で最も重く（難しく）、崇高な、一つの「義務」として理解していたと主張する<sup>注20</sup>。そこで、国王に課せられる義務とはどのようなものであるかが問われることになる。

(未完)

## 注

<sup>注1</sup> 本稿では、ブラクトンのテキストとして、ウッドバイン編集のラテン語テキストにソーンが英訳をつけた次のテキストを使用する。Bracton, *On the Laws and Customs of England* [Original Title in Latin: *De Legibus et Consuetudinibus Angliae*, Edited by George E. Woodbine, Yale University Press, 4 vols., 1915, 1922, 1940, 1942], Translated, with Revisions and Notes, by Samuel E. Thorne, Cambridge (Mass.): The Belknap Press of Harvard University Press (in Association with the Selden Society), Vols. I & II (1968), Vols. III & IV (1977). 本稿ではこれを*De Legibus*と略記する。ブラクトンの同テキストに関し、現在公刊されているものには、このほかトゥイス編集のもの (Travers Twiss ed., *Henrici de Bracton de Legibus et Consuetudinibus Angliae*, 6 vols., rpt., W. S. Hein, 1990 [Originally Published: London: Longman, 1878-83.])があるが、本稿においてウッドバイン=ソーン版を底本としたのは、トゥイス版と比べて、執筆年代が新しいこと、ブラクトンのラテン語テキストについての信頼度が高いこと、による。

<sup>注2</sup> 同文は、日本語訳では一般には「国王は、神と法の下にあるべきである」と訳されているが、ラテン語原文を厳密に訳すと上記のようになる。また、ソーンの英訳でも「神の下と法の下」(under God and under the law)と訳されている。本稿はラテン語テキストに固着して考えたいので、敢えて逐語訳を使用する。

<sup>注3</sup> 引用文の日本語訳文中の括弧( )内の訳は筆者による補訳である。以後の引用文においても同様である。

<sup>注4</sup> folio (フォリオ) とは、二つ折り版 (フォリオ版) の書籍の表裏 2 ページ分の紙葉のこと、当時の本のページに相当する。ブラクトンのテキスト表記においては、これを基本単位とする。

<sup>注5</sup> *De Legibus*, vol. 2, p. 19. なおここで、ラテン語テキストの表記方法について、ひとことおことわりしておきたい。ラテン語テキストにおいては、“I”と“J”，“V”と“U”がしばしば混在するが、本稿においては、引用の場合を除き、“I”と“J”については原則として、“I”で統一し、“V”と“U”については、適宜使い分けることとする。

<sup>注6</sup> ここでいう『グランヴィル』というのは通称で、正式名称は『イングランド王国の法と慣習に関する論考』(*Tractatus de Legibus et Consuetudinibus Regni Angliae*) である。この通称が『グランヴィル』とされているのは、長年この著者が時の最高法官 (chief justiciar) グランヴィル (Ranulf de Glanvill[e], ? - 1190 年) であるとされてきたためだが、その真偽は確かではなく、彼の甥であるヒューバート・ウォルタ (Hubert Walter, ? - 1205 年) であるという説もある。なお、『グランヴィル』が著されたのは 1187 年ないし 1189 年である。*Tractatus de Legibus et Consuetudinibus Regni Angliae qui Glanvilla Vocatur*, The Treatise on the Laws and Customs of the Realm of England Commonly Called Glanvill, Edited with Introduction, Notes and Translation by G. D. G. Hall (1993 [1965]). 本稿ではこれを*Glanvill*と略記する。日本語訳として、松村勝二郎訳『中世イングランド王国の法と慣習』(明石書店, 1993 年) 参照。

<sup>注7</sup> この叙述は、ローマ古典法学者ウルピアヌス (Domitius Ulpianus, 170 - 228 年頃) の法格言の引用である。同格言は、古典期のローマ法の集大成である『市民法大全』(*Corpus Iuris Civilis*) —その中の『学説彙纂』(*Digesta*) と『法学提要』(*Institutiones*) —において採り上げられている。*Digesta*, I-iv-1. *Institutiones*, I-ii-6. なお、この法格言は、『グランヴィル』での引用とは文脈が異なるが、ブラクトン

のテキストでも引用されている。*De Legibus*, folio 107, vol. 2, p. 305.

注<sup>8</sup> “diffiniendis”は、“deflfiniendis”（「決定する」という意味の動詞“definio”の動名詞複数属格形）の誤りと思われる。

注<sup>9</sup> *Glanvill*, p. 2. 日本語訳として、松村前掲訳書、22頁参照。なお、下線表記は筆者による。

注<sup>10</sup> *De Legibus*, vol. 2, p. 19.

注<sup>11</sup> 本稿における引用部分（B）の日本語訳では、この語を「同意する」の意で解釈した。この部分に関しては、松村前掲訳書、22頁も同様である。

注<sup>12</sup> 田中秀央『（増訂新版）羅和辞典』（研究社、1966年）、476頁。

注<sup>13</sup> *De Legibus*, vol. 2, p. 21. なお、下線部（筆者による）は、ソーンの解説によると、元来は行間の挿入句であったものが、後年ブラクトンの編集者によってテキストに盛り込まれたものとされている。*De Legibus*, vol. 2, Translator's Note. この下線の用法は、以後の引用文においても同様である。

なお、この下線部分を含む一文（*Si autem aliqua…… in regno, si tamen …… ad similia.*）の日本語訳について、伊藤正己・田島裕『英米法』（筑摩書房、1985年）、309頁の叙述を紹介しておこう。同書において、この部分は次のように訳されている。「これまで当王国には前例のない新しい、見慣れない情況が起ったときは、以前に何か類似のことがあれば、同じような方法でその事件を審判させるのがよい。なぜならば、それは *a similibus ad similia* の手続きに都合のよい事例だからである」。この訳と筆者訳との違いについてひとこと申し述べたい。本文引用部分（C）によれば、この後に “*Si autem talia …… terminentur ……*” の一文が続くが、筆者がこの二文をひとまとめにして訳しているのは、以下の理由による。すなわち、上記引用の下線部分は、既に述べたように、元来は行間の挿入句であったものが、後世の編者によって本文に盛り込まれたとの指摘がある。この見解にしたがうと、ブラクトン自身の原義において、二つの文がそれぞれ別個に独立しているとは考えにくい。したがって、“*Si autem aliqua nova et inconsueta emerserint et quae prius usitata non fuerint in regno*”（筆者訳では、「もし、これまで王国において見たことがないような新しい異常な問題が起こったならば」）の部分と、“*Si autem talia prius numquam evenerint, et obscurum et difficile sit eorum iudicium*”（同、「その上、それらの裁決が困難で不明確であるならば」）の部分は、並列されたものとして解釈することが妥当であると考えられる。以上の点から、ここに挙げた伊藤・田島訳が前半の一文で切っていることには問題があると思われる。

注<sup>14</sup> *De Legibus*, v. 2, p. 33. なお、上記引用（D）のテキストの一部を日本語に訳したものがあるので参考されたい。「王自身は人間の下に置かれてはいなくても、神と法の下に置かれねばならない。というのも、法が王を創るからである。……そして、法ではなく恣意が支配するところに王は存在しないからである。王が神の代理者なるがゆえに法の下にあるべきことは、王がそれに代わって地上で支配するイエス・キリストとの類比から明らかのことである。というのも、神のまことの慈愛は、筆舌に尽くしがたい仕方で人類を立ち直らせる数多くの手段を利用したにもかかわらず、悪魔の仕業を打ち碎く他のすべての手段に優先して、一つの手段を選んだからである。すなわち、強力な権力ではなく、正義を掟を神は選んだのである。それゆえ神は、法の下にある人々を救済するために、自らも法の下にあることを望んだ。神は、力ではなく理性と判断を用いることを望んだのである。」 カントーロヴィチ、小林公訳『王の二つの身体—中世政治神学研究』（平凡社、1992年）、170頁。なお、“*sub deo et sub lege*” の部分は、カントーロヴィチの原文においても、“under God and the Law” と英訳されている。Ernst H. Kantorowicz, *The King's Two Bodies: A Study in Medieval Political Theology*, Princeton (New Jersey): Princeton University Press, 1957, p. 156.

注<sup>15</sup> *De Legibus*, v. 2, p. 110. なお、上記引用（E）について、日本語で説明されたものがあるので、参考までに挙げておく。「国王は彼の上位にあるもの、すなわち神を有する。また、彼自身が国王となるべき媒体としての法を〔上位者として〕有する。」松垣「ブラクトンの王権論における『法の支配』理念」「法文論叢」39号（1977年3月）、98頁。

注<sup>16</sup> *De Legibus*, v. 2, p. 166.

注<sup>17</sup> *De Legibus*, v. 2, p. 305.

注<sup>18</sup> *De Legibus*, v. 2, p. 305.

注<sup>19</sup> Wiebke Fesefeldt, *Englische Staatstheorie des 13. Jahrhunderts*, Göttingen : Musterschmidt-Verlag, 1962, S. 46f.

注<sup>20</sup> *Ibidem*, S. 57.

(まつばら ゆきえ 本学非常勤講師)